

事務連絡
令和元年6月11日

高知県地域福祉部
鳥取県福祉保健部
広島県保健福祉部
岡山県保健福祉部
京都府健康福祉部
兵庫県健康福祉部
愛媛県保健福祉部
岐阜県健康福祉部
島根県保健福祉部
福岡県保健医療介護部
山口県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成30年7月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の
減免措置に対する財政支援の取扱いについて

平成30年7月豪雨により被災した介護保険の被保険者に対する保険料及び利用料の減免措置に対する財政支援の延長については、「平成30年7月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の減免措置に対する財政支援の取扱いについて」（平成31年2月18日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡。以下「2月18日事務連絡」という。）においてお示ししたところですが、令和元年7月1日以降における取扱いについて、下記のとおりとしました。当該内容について御了知の上、貴管内市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

- 2月18日事務連絡においてお示したとおり、
- ① 第一号保険料については、平成30年7月豪雨による災害に係る災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用された市町村（以下「災害救助法適用市町村」という。）において、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第142条に基づき、平成30年7月豪雨の被災者（以下「被災者」という。）に係る平成31年4月2日から令和元年6月30日までの間に普通徴収の納期限が到来する第一号保険料（特別徴収の場合にあ

っては同期間に特別徴収される第一号保険料) について減免を行った場合に、

- ② 利用料については、災害救助法適用市町村において、被災者に係る平成 31 年 3 月 1 日から令和元年 6 月 30 日までのサービス提供分に係る利用料について、法第 50 条又は第 60 条の規定に基づき減免を行った場合に、

それぞれその保険料、利用料の減免措置に対する財政支援を実施することとしている。

また、当該財政支援が終了する本年 7 月 1 日以後の取扱いについては、介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号）第 7 条第 1 号又は 2 号の規定に該当する要件を満たす場合には、特別調整交付金の交付対象となるものである。